

徳島県議会規程第一号

徳島県議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県議会議長 元 木 章 生

徳島県議会事務局規程の一部を改正する規程

徳島県議会事務局規程（昭和三十九年徳島県議会規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「経営戦略部総務事務管理課」を「企画総務部総務事務管理課」に改める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。